

戸田市海外留学奨学資金等給与申請に伴う必要書類等チェック票

氏名（）

提出書類	☒	説明等
	☐	本奨学金の対象となる留学は、 正式な学部生として1学年以上正規の教育課程を履修する留学 をいいます。語学留学や語学習得コースを含む留学は対象外です。
申請書	☐	同封の書類を使用してください。 印鑑・写真 を忘れないでください。
住民票 （世帯全員） ※取得後3か月以内のもの	☐	市民課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで 世帯全員分 のものを申請してください。 父母及び本人が 戸田市内に引き続き2年以上 居住していない場合は、海外留学奨学金の申請はできません。
市税完納証明書 （世帯全員） ※取得後3か月以内のもの	☐	収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請してください。 非課税の方は、非課税証明書を提出してください。
所得証明書 （父母及び本人） ※取得後3か月以内のもの	☐	税務課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで 令和7年度分（6年中の所得） を申請してください。 所得のない方は、非課税証明書を提出してください。
在学証明書 又は 卒業証明書	☐	学校教育法の規定による 高等学校・中等教育学校の後期課程・大学・短期大学・大学院・高等専門学校 に在学中または卒業した方、または高等学校卒業程度認定試験規則の規定による 高等学校卒業程度認定試験 に合格した方も対象です。ただし、合格後7年を経過すると申請できません。
成績証明書	☐	在学している学校（卒業された方はその学校）にて取得してください。
留学先大学の 受入証明書の写し （既にお持ちの場合）	☐	留学期間は 1年（1学年）以上 です。 受入証明書には 留学期間の日付 を記載してもらってください。
	☐	受入証明書には 日本語訳 を添付してください。その際には、できるだけ本人以外の方（学校の先生等）に翻訳してもらってください。翻訳者の方の記名もお願いします。
	☐	申請中等の理由でお持ちでない場合は、給与決定後の手続きにて必ず提出してください。提出にあたっては、上記の内容を満たしてください。
語学力証明書の写し	☐	基準については『 戸田市海外留学奨学生募集案内 』の 募集要項 を参照してください。
健康診断書	☐	申請するにあたって、特別なものは必要ありません。 学生の方は、学校で受診した際の健康診断書でも構いませんが、1年以内に受けていない場合には、病院で受診してください。
海外留学費用明細書	☐	同封の書類を使用してください。見積書、領収書等のコピーも添付してください。
父母等の同意書	☐	書式は特に決まっていません。同封の書類を参考に作成してください。
海外留学奨学生 応募調書（個人票）	☐	同封の書類を使用してください。できるだけ詳しく記入してください。
そ　　の　　他	☐	上記の書類が全て揃っていないと申請できません（留学先大学の受入証明書は除く）。
	☐	申請できるのは、留学する日の1年前から渡航前までです。
	☐	海外留学奨学資金等受給者選考委員会 において、 書類審査 及び 本人面接 があります。 第1回募集分：選考委員会　7月～8月中開催 第2回募集分：選考委員会　2月～3月中開催 ＊詳細については、申請期間終了後に別途書面にてご連絡します。
	☐	給与が決定された場合でも、満額給与とは限らず、給与額は 選考結果により決定されます 。
	☐	給与が決定した場合、市内に居住する一定の要件を有する連帯保証人の住民票、市税完納証明書が必要です。 また、誓約書、留学先大学の受入証明書等をご提出いただきます。 すべての書類が提出された後、奨学金を給与します。
	☐	給与が決定した場合、留学中は必ず留学報告書をメールにて毎月提出してください。 また、留学が終了しましたら、ただちに帰国報告書を窓口まで提出してください。 いずれの書類についても、様式は給与決定後にお伝えします。